

流山市生きづらさ包括支援事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業を実施するものです。

本事業の実施にあたって事業者を公募し、応募した事業者から業務委託に係る提案を受け、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者と選定し、本市と契約を締結したうえで、業務を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名称

流山市生きづらさ包括支援事業業務委託

(2) 契約方式

最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者とします。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとします。

ただし、業務の開始は令和6年10月1日からです。

(4) 委託金額

本業務に係る委託費は、初年度26,115,000円（税込み）を上限とします。

2～4年目は各年度36,454,000円（税込み）を上限とします。

※なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務に係る予算規模を示したものです。契約金額は、優先交渉権者から提案内容に基づき、改めて定めます。

※事業費の算出にあたっては人件費のほか、通勤手当、社会保険料等の事業者負担分が含まれることに留意して下さい。

(5) 業務内容

「流山市生きづらさ包括支援事業業務委託要求水準書」のとおりです。

3 応募条件

(1) 応募者の資格

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体（ジョイントベンチャーやコンソーシアム等の共同事業体を除く）であり、次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

虚偽の記載を行った者、応募要件を満たさない者の提案は、無効とします。

ア 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを目的とするものではないこと。

イ 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、反対することを目的とするものではないこと。

ウ 暴力団でないこと、または暴力団もしくは暴力団の構成員の統制の下にあるものではないこと。

エ 応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないほか、次の各号いずれにも該当しないこと。

(ア) 本件公表の日から参加表明書受付締め切り日までの間において、市長から指名停止又は指名除外を受けている者

(イ) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は参加表明書受付締め切り日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

(オ) 本件公募に参加しようとする者又はその役員が、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を

経過しない者と密接な関係を有する者であるもの
 カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に係る書類の作成及び提出等に要する一切の費用は、すべて応募者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い

提出書類は返却しません。提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。ただし、流山市情報公開条例により開示する場合があります。

ウ 複数提案の禁止

企画提案は、1 応募者 1 件とします。

エ 公募辞退

公募参加を辞退する場合には、事前に市と協議した上で指示に従ってください。

4 応募手続きに関する事項

(1) 日程

実施要領等の公表(市ホームページ及び市広報誌に掲載)	令和 6 年 4 月 1 日(ホームページ) 令和 6 年 4 月 1 日(広報ながれやま)
実施要領等の配布	令和 6 年 4 月 5 日～5 月 9 日
参加表明書・企画提案書受付	令和 6 年 4 月 5 日～5 月 9 日
質問受付	令和 6 年 4 月 5 日～4 月 19 日
質問回答	令和 6 年 4 月 26 日
プレゼンテーション実施通知発送	令和 6 年 5 月 15 日
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 6 年 5 月 23 日
審査結果通知・発表	令和 6 年 6 月上旬
業務委託契約締結	令和 6 年 6 月中
本事業の実施	令和 6 年 10 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和6年4月5日（金）～令和6年5月9日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

イ 配布場所

下記8に記載の場所で配布します。流山市のホームページからダウンロードも可能です。郵送による配布は行いません。

（3）質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和6年4月5日（金）～令和6年4月19日（金）正午まで

イ 受付方法

「質問書」（様式1）に記入の上、電子メール又はファックスで提出してください。口頭や電話でのお問い合わせは受け付けません。

質問事項は、質問書1枚につき1問とし、複数の質問がある場合は用紙を別にしてください。また、送信後は、事務局に到着の確認をしてください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、令和6年4月26日（金）までに流山市のホームページに掲載します。

（4）提出書類

次のア及びイについて、各12部を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）（A4版、代表者印を押印したもの1部、残りはその写し）参加表明書には、次の書類を添付して提出してください。

（ア）会報やパンフレットなど提案者の活動がわかるもの

（イ）定款（原本1部、残りはその写し）

（ウ）履歴事項全部証明書（法人登記簿）

（原本1部、残りはその写し）

（エ）法人税並びに消費税及び地方消費税の未納がないこと分かる書類

イ 企画提案書（様式3）（A4版、片面印刷）

業務内容を実施するための企画について、企画提案書に次の事項を必ず記載し提出してください。

(ア) 事業に対する基本的な考え方

現在の社会情勢等を踏まえ本事業に対する基本的な考え方を説明してください。

(イ) 事業実施体制

事務所の設置及び相談員等の配置に関して、次の事項について提案してください。

①事務所の設置場所・設置方法（現時点での想定）

②相談支援員等の配置計画（雇用形態、想定している資格・経験・能力等）

③相談支援員等への研修内容

④事業の実施計画

(ウ) 事業実施内容

事業の実施に関して、次の事項について提案してください。

・継続的支援事業

①対象者の把握方法

②スクリーニング、アセスメント及び支援計画の作成方法、支援の実施方法

③関係機関との連携方法

・参加支援事業

①対象者への参加支援のうち、社会参加の機会の確保、場の拡充、新規開拓の実施内容とその方法

②実施にあたり配置予定の職種の特徴をどう活かすか

③地域の社会資源との連携にあたって、貴団体の強み。

過去に新たな地域資源を独自又は他団体と共同で立ち上げた経験があれば、どのようなニーズに対してどのような取り組みを行ったか

(エ) その他のアピール事項（任意記入）

(オ) 委託業務にかかる所要経費の積算（自由様式、A4版）

・継続的支援事業・参加支援事業に区分して、それぞれ、給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、

使用料及び賃借料、負担金等の経費ごとに積算根拠及び敷金、備品購入費等の相談窓口の開設にかかる費用が分かるように記載してください。

- ・経費積算書は円単位（税抜き）としてください。
- ・年度毎及び総価が分かるように記載してください。

(5) 提出期限、提出方法

ア 提出期限

令和6年5月9日（木）17時15分まで

イ 提出方法

下記8に記載の場所にご提出ください。郵送での受付は行いません。

5 プレゼンテーションの実施

提出された参加表明書をもとに資格審査を行い、参加を認める事業者には、5月23日午後に実施するプレゼンテーション実施に係る通知を送付します。

- (1) プレゼンテーション実施の通知を受けた事業者は、必ず参加してください。本通知を受けた後、応募者としての資格を欠格した場合は速やかに申し出てください。
- (2) 時間、場所等の詳細は、別途連絡するものとします。
- (3) 1事業者当たりの所要時間はおおむね30分（説明20分、質疑10分）とし、企画の内容や特色について企画提案書に沿って具体的に説明してください。
- (4) プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり3人です。
- (5) 機材の使用や追加資料の提出はできません。

6 審査及び審査結果の通知

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、流山市が別に定める委員により構成される選考委員会で、審査及び選定を行います。選考委員会は、非公開とします。

選考委員会の審議内容等についてのお問い合わせには対応でき

ません。

(1) 審査基準

次の項目について評価し、総合的な審査を行います。

ア 事業に対する基本的な考え方と事業実施体制

イ 事業実施内容

ウ その他、事業を実施するにあたり重要と判断される項目

(2) 審査結果

審査結果は、全提案者に対して文書で通知します。

7 契約に係る留意事項

(1) 契約については、事前に委託内容について協議の上、締結します。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行います。

(2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではありません。水準書の内容の詳細について別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。

8 問い合わせ及び各種書類の配布・提出先

(1) 名称 流山市役所健康福祉部福祉政策課

(2) 所在地 〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所第2庁舎1階

(3) 連絡先 電話：04(7196)6605

FAX：04(7159)5055

電子メール：hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp